

(再開 午後1時55分)

議長（勝山 正）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番、関達夫議員。

(「はい、議長。1 番。」の声あり)

(1 番 関 達夫 議員 登壇)

1. 憲法公布80年改正は村民が納得する説明が大事

1 番 関 達夫 議員

それでは6月の議会一般質問をさせていただきます。私が最後でございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

通告に基づきましてお聞きいたしますけれども、まず1項目目であります。

今年、憲法公布80年改正の機運がいろいろと言われているわけでありましてけれども、村民の納得する説明が大事というふうに私は思っています。理解いただく手法についてお聞きしたいというふうに思っています。

憲法を改正する必要はある、なし、内容により判断する時は近々来るんじゃないかと思います。

高市総理は先の選挙の結果を得て、憲法改正に意欲を示しています。

5月3日の新聞によると、47都道府県の知事あて憲法に関わるアンケート調査の記事が出ておりました。

18の県知事が憲法改正の必要性を認識しているとのこと。改正項目として9条を挙げたのが10名。

阿部長野県知事はどちらでもないと回答したと記事に出ておりました。

それぞれ持論があることですが、国会の政治家のみがですね、この改憲議論、話を盛り上げているんじゃないかと感じたりしております。

こと9条に関してでありますけれども、国防予算は10兆円でGDP比2%近くになりました。

どこまで増額が進むのか、自国を守る専守防衛のためだけなのか、あるいは国際法を無視し、軍事力で言うことを聞かせる国の脅威に対してか、防衛予算の増額に歯止めが全くありません。

武器輸出もできるようにしました。非戦国という誇りはどうしてしまったのかというふうに考えております。

憲法は戦前の反省を生かし、国家の恣意的な権力の濫用を国民の手で縛るものというふうに私は理解しているんですが、憲法公布80年は区切りしないといけない年数なのか、200年もそのままの国もあるようであります。

国をどう変えるのか、戦争のない国、争いのない国でいられるのか。改憲論が活発になり、村民は自ら判断をしないといけない時が来るかもしれません。考え方の準備の期間が必要ではないかというふうに思います。

村民みんながこのことを学ぶ機会が十分か。

イデオロギーの問題だけでなく、すべて自己判断としないといけないわけであります。

戦争をしない国の誇りからすることもできる国になるのではないかと思います。

中東の地域を見てもですね、争いの中には何も残らない。戦後を知っている身としてですね、平和を守ることの大切さを確認したいと思います。

改正案は9条とか緊急事態条項提案などの項目もありますけれども、こと9条の関係のことについてお伺いしたいと思います。

1つ目でありますけれども、平和の象徴と言われる憲法であります。国民を守る憲法が武力で国を守るとなる第9条の改正についてどのように考えるか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（勝山 正）

日基村長。

村長（日基正博）

憲法、特に9条の件であります、憲法第9条を含めて、日本の憲法は世界に誇る憲法だというふうに思います。

ただし、他の国の理解と尊重がなければ、その力は発揮できないわけであります。

議員おっしゃるとおり、国際法を無視する国がある中で、侵略するための武力ではなくて、自国を守るための防衛力は必要だというふうに考えております。

ただし、防衛の定義や現にある自衛隊の位置づけが曖昧なことも確かです。

改正の必要性については、憲法改正以外に方法があるのかどうかによるというふうに思っております。

議長（勝山 正）

関議員。

1 番 関 達夫 議員

平和主義を堅持する憲法であります。自衛隊の位置づけうんぬんといういろいろな話があるわけでありまして、このことを明確にしろということで、憲法第2条を変更するとこんなような話になります。今の憲法第9条で十分だというふうに言われる意見もあるようであります。

そんなことをですね、どういうふうになるかなんとも言えないところでありますけれども、国を守る、平和を守る憲法であってほしいなと私は思っております。

2つ目であります、今回のこういう議論に対してですね、村民に対して村長は国民投票の判断材料をどう提供するかお考えかお伺いしたいというふうに思います。

あくまでも自分で判断しろということであるのか、何かご意見あったら聞かせていただきたいと思っております。

議長（勝山 正）

日基村長。

村長（日基正博）

当然決まった話ではありませんので、あくまでも仮のお話としてお答えしますが、その場合にはやはり国民、村民1人1人がやはり一国民の立場では判断すべきものであります。

情報がしっかりと正確に伝えるということは当然として、村として独自の判断材料を提供はすべきではないというふうに考えています。

議長（勝山 正）

関議員。

1 番 関 達夫 議員

まあ、村長の立場では当然だというふうに思いますけれども、村民がいかにですね、このことを学んで判断するかということは、大変重要なことであろうかというふうに思います。

ぜひですね、このようなこと、事あるごとにですね、あんまりイデオロギー的なところへ走ってはなんでございますけれども、このことを学ぶ機会を増やしていただくようお願いをしたいかなと私は思います。

これ以上申し上げることはございません。

2 項目目に移らせていただきます。

2. 生活環境保全のコストはどうあるべきか

1 番 関 達夫 議員

2 項目目の質問であります、生活環境保全のコストはどうあるべきかということで、下水道関係についてお伺いしたいというふうに思います。

埼玉県八潮市の下水道に起因する道路陥没事故ほどの事案は田舎では起こらないというふうに思いますけれども、国交省の調査では、全国の上下水道、直径 2 m 以上ですから、大きいところでありますけれども、設置 30 年以上経過した 5,332km のうち、要対策判断としたのが 748km 内 201km が深刻で、1 年以内に対策が必要とのことでありました。

県内でも調査の結果、長野市と飯山市で計 0.4km が 1 年以内に対策が必要な緊急度 1 というふうに新聞に出ておりました。

村にはこういった大規模なことはないわけでありまして、村の令和 6 年度の決算分析によると、平成 23 年からの浄化センターの長寿命化を図るため、設備更新工事を優先的に進めており、管渠更新工事は進捗なしというふうにあります。

下水道の経営の基礎となる、下水道料、上水道料金はこの事業を運営するための、また将来にわたり管理運営するための貴重な財源となるものであり、経営を確実に行う上で使用料は確実に徴収しないといけないというふうに思います。

村の最も重要ななくてはならないインフラだからであります。

1 つ目にありますけれども、①として村の下水道管渠は使用開始から 30 年を経過しているが、老朽化の状況はどうか。緊急整備度はいかがか。

計画的に対策工事を進められておりますけれども、かかる経費の年間投資額に決まりはあるのか。

また、その投資金額だと改良していくのにどのくらいの期間が必要となるか、安心についてお伺いしたいというふうに思います。お願いします。

議長（勝山 正）

芳川建設課長。

建設課長（芳川 誠）

下水道管渠についての質問になります。

本村の下水道管渠につきましては、平成 6 年の供用開始から 30 年を経過しておりますが、管渠延長 78.2km のうち 95% が耐用年数 50 年の管材を使用しているため、老朽化には至っていない状況であります。

また、令和 2 年度以降、下水道老朽化による事故の防止のため、5 年ごとに管渠の点検が決めつけられておまして、本村でも実施をしております。

不良箇所については随時補修をしており、適正な維持管理で行っております。

そのため、現在は更新についての計画は立てておりません。

今後、適正な時期になりましたら、財政面を含めた更新計画を策定してまいりたいというふうに思っております。

議長（勝山 正）

関議員。

1 番 関 達夫 議員

そういうお話を聞いて若干安心するかなというふうに思います。

2番目に移らさせていただきますけれども、下水道使用料の回収率は決算資料では未収金も多いように思われます。

利用者の公平性を考え、未払者対策はどうされているのか、貴重な運営財源なるものでございます。どうなっているのかお聞きしたいと思います。

議長（勝山 正）

芳川建設課長。

建設課長（芳川 誠）

下水道の使用料の複数年滞納者につきましては、こちら参考数値ではありますが、4月30日現在で8件ほど、108万円ほどとなっております。金額の多い滞納者につきましては、誓約を交わしまして、毎月一定額の納入をいただくようにしております。

利用者の公平性を保つために、今後とも滞納整理を行っていくとともに、初期段階での対応を行いまして、滞納者とならないように努めてまいりたいと考えております。

議長（勝山 正）

関議員。

1番 関 達夫 議員

多いように思っていますが、108万円ということでございます。

多いか少ないかは別としまして、公平性を担保していただきたいというふうに思います。

3つ目にまいりますけれども、現在の上下水料、これは村のことでありますが、基本の13mmの管、それと基本の20㎡の使用ということであると、8,074円月額というふうにお聞きしております。

近隣市町村と比較して、特に高額ではないかというふうに思いますけれども、人口減少、戸数の減少で徴収する料金が今後減少するというふうに思われます。

安定経営の継続にあたり、村は一般会計から繰入額が令和7年度1億7,300万円ほど繰り入れてあるようであります。1戸当たりすると大変大きな金額になるかと思えます。

運営の総経費に対して、利用料とこういう繰入金の割合はどのように決定するのか。

これによって個々の利用料が決まるかなというふうに思いますが、今後ですね、この辺りの値上げ等々も検討されているのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（勝山 正）

芳川建設課長。

建設課長（芳川 誠）

下水道使用料は前回令和2年の4月に改定を行っております。

その後、コロナによる景気低迷や近年の物価高騰などにより、村民の経済負担を考慮して下水道使用料を据え置いております。

しかし、人件費や資材、燃料費の高騰などによりまして、下水道の維持管理費が増加しております。

今後の物価の高騰、起債の返還の状況、処理人口の減少などを踏まえて、下水道使用料について検討してまいりたいと考えております。

議長（勝山 正）

関議員。

1 番 関 達夫 議員

特に今検討ということですが、値上げ等々は考えておられるのかどうかお聞きしたいのですけれども。

さっき言った1億7,300万円、これ戸数で割ると4千戸で割ると4万3千ほどになるんですね。月額3,600円ほどの金額ということになります。

補助が無いとこれだけになって、月1万円ぐらいの上下水料になると、このようなことになるのかというふうに思います。

村もそれなりの負担、福祉といいますか、維持のためにはそういうところも必要になるかなというふうに思うのですけれども、このあたりの金額はしばらくはこのままでいけるというようなことでよろしいのでしょうか。

議長（勝山 正）

芳川建設課長。

建設課長（芳川 誠）

繰入金につきましては、単に維持管理の補填ではありませんで、国の基準に基づいた交付税で措置されるものを繰り入れております。それ以外にどうしても不足する分において、維持管理費として繰り入れを行っております。

1億7,300万円ほどと記してありますが、実際には令和7年度は1億8,500万円ほどでの繰入でありまして、村で維持管理費として入れているものにつきましては、4,800万円ほどであります。

議長（勝山 正）

関議員。

1 番 関 達夫 議員

それでは次に移らせていただきます。

農業集落排水事業でありますけれども、区域内140人を対象とした事業とされておりますけれども、実需者戸数は34戸と減少しておるようであります。初期投資の回収ができなくなっているようであります。

会計上は下水道会計に組み込まれておりまして、貸借対照表と損益計算書上の表面には出てきませんけれども、内部分析では大きな赤字というふうになっておるようであります。

原因を含めですね、今後の事業運営をどのようなお考えになられるかお聞きしたいと思います。

議長（勝山 正）

芳川建設課長。

建設課長（芳川 誠）

農業集落排水の計画人口は馬曲地区が440人、糠千地区が200人で計画をされましたが、現在加入人口につきましては、馬曲地区が36人、糠千地区が48人で計画人口を下回っている状況であります。

人口減少が主な要因ではありますが、馬曲温泉の観光人口の減少も大きな要因と考えております。今の施設を維持するために、管理費の圧縮等も厳しい状況にあります。

今後については、馬曲温泉の動向や各地区の人口の動向を踏まえて、別の処理方法も視野に検討してまいりたいと思います。

議長（勝山 正）

関議員。

1番 関 達夫 議員

特にこのところだけ料金を考えるということではないということによろしいんですか。一体的なものということによろしいんですよね。

議長（勝山 正）

芳川建設課長。

建設課長（芳川 誠）

そのように考えております。

1番 関 達夫 議員

この一般質問をさせていただくということで、下水道浄化センターを見学に行っていました。

汚水が入ってくるところから、綺麗になって出てくるまで、施設内を一通りといいますか、ぐるぐるとご説明いただきながら見学をさせていただきました。

中ではですね、何でも流せばいいというようなお方もおられるかもしれませんが、そうはいっても、うっかり流してしまったという方もおられるというふうに思いますけれども、コストはですね、これ、村民みんなが負担しなきゃいけないところであります。

そんなことをですね、この施設を末永く使ってもらうには、適正な利用をしていただく、そういった啓発といいますかですね、それについてのPRとか、話をですね、ぜひ村民の方々にもご存じだとは思いますが、改めてするような機会を設けてですね、業者に対してそういう啓発運動をされたらどうかと思うんですが、そのことのお考えはいかがでしょうか。

必要ない、必要ある、考えてない、考えている、どうでしょうか。

議長（勝山 正）

芳川建設課長。

建設課長（芳川 誠）

本当にそういった部分で村民の周知は大切と思っておりますので、検討したいと思います。

議長（勝山 正）

関議員。

1番 関 達夫 議員

はい、よろしくお願いいたします。

次に移らせていただきます。

3. 奨学金貸付制度は誰の為か

1番 関 達夫 議員

3番目になりますが、奨学金貸付制度は誰のためかということであります。

村の奨学金貸出しは、子どもたちに学ぶ機会と経済的な支援を行うことを目的としていると考えますが、規則の内容を確認するにも、貸出しについての条項、事柄が極めて不備があると言わざるを得ないと私は思います。

やはり、趣旨の範囲の事業なのかなというふうに納得してしまったりしております。

奨学金貸出しは、金融庁の規制の届かない制度として、借用証書、金銭消費貸借証書であります。が、印紙税法も適用されておられません。

貸す側の権利と借りる側の義務は民法上も存在し、双方が遵守しなければならないことでありますが、そのことも書かれておりません。

奨学金の利用で、高学歴学校で多く学び、生まれ育った村との関わりを感じていただき、その後の活躍を期待する事業であると思うわけですが、ことお金に関しては双方に高い意識付けが求められるものであります。

このことは、借りる側、貸す側双方にそういうことであります。

1項目目ではありますが、奨学金の貸出金残高は、村の予算書、決算書のどこを見てもどれほどの利用になるか不明で説明もございません。

現在の借入者の件数、貸出しの残高はいくらあるかお聞きしたいと思います。

その上で、村の資産である貸出金の帳簿管理上に問題があるのではないかというふうに思います。

また、それ以上に債権の債権保全、延滞債権等の管理に問題はないか。

村の会計は複式簿記を行い、村の資産として管理することが必要であるというふうに私思うのですが、複式簿記になぜ移行しないのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（勝山 正）

芳川子育て支援課長。

子育て支援課長（芳川秀人）

それでは、奨学資金貸付について答弁させていただきます。

現在の借入者数の総数は、返済が始まっていない方も含めまして23名でございます。

また、返済が始まっていない貸出残高につきましては、総額1,759万1,600円となっております。

債権保全につきましては、申請の際に滞納がないこと等の確認を行い、また借用証書により連帯保証人を立てていただくことで人的担保を確保している状況でございます。

また、複式簿記への移行についてでございますが、複式簿記につきましては、資産や負債など単式簿記では見えにくいところが明らかにできる点で有効であると認識はしております。

一方で、複式簿記への移行にはシステムの改修や職員の専門知識習得、また事務負担の増加など多くの課題があるものと考えております。

貸付金残高が見えにくいというご指摘に対しましては、決算書の補完書類であります主要施策の成果に関する報告書等の内容を見直し対応してまいりたいと考えております。

議長（勝山 正）

関議員。

1 番 関 達夫 議員

このことの資産ですね、今でいうと1,700万余をとということですけども、決算書上の資料にですね、何かの書類には表すというふうにお聞きしたんですけど、決算書類上のところになぜ書いてないのでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（勝山 正）

芳川子育て支援課長。

子育て支援課長（芳川秀人）

村の決算書につきましては、単式簿記が基本となっております。

単式簿記というものは、当年度の収入と支出を記載するものとなっております。現在、村の会計システム上単式簿記を採用しているということから、総額というところでは記載の方がされていないというような状況でございます。

議長（勝山 正）

関議員。

1 番 関 達夫 議員

先ほど、ここまでいくに大変手間がかかるから、職員の勉強といいますか、必要だからというようなことで、このことの複式簿記等への対応はできないというようなお話でありますけれども、やっぱりやらないとですね、コストもわからない、経費もわからない。ただ、お金が右左に動きましたっていうのがわかるだけです。

財務諸表上といいますか、それは必要がないという団体なのかもしれませんけれども、かかる経費、コストがさっぱりわからない。これでは私まずいんじゃないかなというふうに思います。

手間と費用とかかかるからと時間がかかるからということではなくて、こういったものについて検討された経緯などあるのでしょうか。

議長（勝山 正）

湯本総務課長。

総務課長（湯本寿男）

それでは私からお答えをいたします。

決算書の話の検討されたことがあるのかということでございます。

過去にも村の会計、なぜ複式簿記に移行しないのかというご質問をいただいております。

先ほど芳川課長の方から答弁を差し上げたとおりでございますけれども、地方自治法の定めに現金主義、単式簿記方式で行うことが定められております。

ただ、近年、総務省では地方公会計の整理促進について、人口減少、少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を賢く使う取組を行うことは極めて重要であるというふうにされております。

今までもこのようなご質問をいただいておりますけれども、村ではこのマニュアルに則り、平成28年度以降、財務書類を作成公表しております。現在令和6年度決算分までは村のホームページに掲載しております。

令和7年度分についても今年度中の公表を予定しております。複式簿記については取り組んでおります。正式な決算書類としてはおりませんけれども、公表はしておりますのでご理解をお願いいたします。

議長（勝山 正）

関議員。

1 番 関 達夫 議員

検討してみてください。お願いします。

2項目に移らせていただきますけれども、奨学金貸付規則は、本来の目的が明示されてなく、趣旨となっているわけでありまして、内容を見ますと連帯保証人の審査などいっぱいあるわけなんです、連帯保証人の審査などに不備があるというふうに思います。

そのためにですね、この奨学金貸付制度をですね、いっそのこと、廃止したらどうかというふうに私は思います。

また、物価高騰でですね、みんなが大変苦慮されております。中でも学生をお持ちの方々、ご苦労されているというふうに思います。

そこでですね、厳しい条件をつけてでも、給付型の奨学金を制度として実施し、学ぶ機会を支援しないか、お考えをお聞きしたいと思います。

議長（勝山 正）

芳川子育て支援課長。

子育て支援課長（芳川秀人）

奨学金貸付につきましては、進学意欲のある生徒または学生の在学中の経済的負担の軽減を図ることを目的に行っております。

本制度は、将来を担う若者本人の自立と成長を促す観点から、保護者ではなく、就学される本人を対象に無利子で資金を貸し付けるという点に大きな特徴と意義があると考えます。

また、家庭の経済状況に左右されることなく、高等教育を受ける環境を整えることは、教育機会の均等の観点からも極めて重要であることから、以前は要件としていた保護者の所得要件も廃止して運用してございます。

経済的負担を軽減するための給付型への移行というご提言はそのとおりであるとは感じますが、本村の奨学資金貸付事業は、返還された奨学金を次の世代へとつないでいく特別会計の仕組みによって成り立っております。

これを一律に給付金へ転換することは、将来にわたる財政負担の増大を招き、制度そのものの持続可能性を損なう恐れがありますので、現時点での移行は困難であると考えております。

議長（勝山 正）

関議員。

1 番 関 達夫 議員

今、現在ご利用いただいている方は、粛々とまたご返済いただくようにすればいいんであって、これからほかに利用されたいという方に対してですね、この給付型をしたらどうかという提案であります。

それで今もですね、給付型といいますか、奨学金返還支援事業というのが村にあります。

今年の予算は100万円ほどでありますけれども、村へ帰ってくるとか、近隣で仕事に就いたとかという返済を猶予するよといういい制度があるわけで、それを見ればですね、最初から給付型にしてですね、村へ帰ってこいよ、こっちに帰ってこいよというふうに、餌付けじゃないですが、しておいた方が私はいいかなというふうに思います。

この方がですね、一回限りで済むので、難しい帳簿も必要ないし、難しい貸借対照表を作らなくていいし、給付して終わりですから、その方が私は事務コストも低くなるかなというふうに思うんですね。

村長、こういう新しくですね、給付型の奨学金というのを検討する・しない。してはいいがですか。

議長（勝山 正）

日墓村長。

村長（日墓正博）

正直、難しいなというふうに思います。実質的に生活の援助費になるわけですからね。

それを村民の皆さんにご理解いただくというのは、逆に言えばかなり厳しい条件でないと、なかなか皆さんにお認めいただけないのではないかなというふうに思います。

これまでもいろいろ話があったとおり、生活、学生に限らず、生活困窮というのはどんな場面でもあると思います。

村に住んでいる皆さんについては、応援商品券とか交付金とか出していますが、進学した人に限って給付型で、言ってみれば、条件をつけるにしても出すということは、相当の条件でないと、なかなか村の皆さんに認めていただくというのは難しいんじゃないかなというふうに思います。

そんなことで、今、奨学金の返還に対して一部村が支援するというのは、村に帰ってきた場合とか、帰ってきて村に就職する場合、それからまた村に帰ってきて、またたとえ村外であっても村に居住するというような条件で、一部、償還金の免除等を行っておりますが。

給付型というのは、言ってみればかなり財政的に大きな負担になるんじゃないかなというふうに考えております。

議長（勝山 正）

関議員。

1 番 関 達夫 議員

給付型がダメということであればですね、なおさら今現行のですね、奨学金貸付制度についてはもうちょっときちんとしたやり方ですね、ご利用いただけるようにご指導するのも、貸す側の、何て言うんですか、役割といいますか、務めであるというふうに思います。

厳正な審査ですね、ゆっくり使っていただく、しっかり勉強していただくということを借入になった時にそういうことを申し上げてですね、しっかりやれよというふうに伝えていただければ、延滞もなくなるんじゃないかなというふうに思います。

この間いただいた補正予算の中でも、長らく存在、存在というのもあるんですが、延滞されていた貸付金が回収になっているというような補正上出ておりましたけれども、それをご苦労されているのかなというふうに思います。

そんなようなことのないように、しっかりと奨学金貸付ですね、子どもを育てていただきたい。

それが究極のことだというふうに私は思います。

そんなことを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（勝山 正）

以上で関達夫議員の質問は終わります。

（終了 午後2時30分）

議長（勝山 正）

以上で本日の日程は終了しました。

この際申し上げます。

本日の会議における発言について、後日、会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において対処いたします。

本日はこれに散会します。ご苦勞様でした。

(散会 午後 2 時 3 0 分)